

財務省告示第三十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年一月三十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 塩川 正十郎
利付国庫債券（十年）（第二百四十五回）

三	法律及びその条項の適用等の振替法の適用
十九年法律第六号（第五条ノ二）	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

振替単位	募発行日	の価格	利子率	払込利	経過払込	の行	集利経の	の	のとす	る。
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	年〇・九パーセント	百円四十七銭	面金額百円につき百円四十七銭	年十五年一月三十日	平成十五年一月三十日	額面金額百円につき百円四十七銭	(一) 年〇・九パーセント	郵政事業庁長官は、払込金額に加え、次の算式により算定する。	る。期日に払い込むものとす	る。
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	年〇・九パーセント	百円四十七銭	面金額百円につき百円四十七銭	年十五年一月三十日	平成十五年一月三十日	額面金額百円につき百円四十七銭	(一) 年〇・九パーセント	郵政事業庁長官は、払込金額に加え、次の算式により算定する。	る。期日に払い込むものとす	る。
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	年〇・九パーセント	百円四十七銭	面金額百円につき百円四十七銭	年十五年一月三十日	平成十五年一月三十日	額面金額百円につき百円四十七銭	(一) 年〇・九パーセント	郵政事業庁長官は、払込金額に加え、次の算式により算定する。	る。期日に払い込むものとす	る。
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	年〇・九パーセント	百円四十七銭	面金額百円につき百円四十七銭	年十五年一月三十日	平成十五年一月三十日	額面金額百円につき百円四十七銭	(一) 年〇・九パーセント	郵政事業庁長官は、払込金額に加え、次の算式により算定する。	る。期日に払い込むものとす	る。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{41}{365}$$

(二) 発行時において、その利子は、前記(一)の算式による。該金額は、外債に係る所得税が、債券の発行場所に記載される。振替口座簿に記録され、源泉徴収税も、その支拂いの際によることになる。

い十業休をし平
て五日業支、成るの外出場が債を金額とする所
同号に日払次十こ税国法たに金額から得税
じに支にうの五とが乗じた金額は、前記(一)
お払当。算年が乗じた金額は、前記(一)
。いうたた式六月又は、前記(一)の算式によ
てへるだに月額受非算國てだにによ
規以としよ二十け居式法取し百りののさ
定下き、り十す、は支算日る次、払出を
す、は支算日る次、払出を
期号そ期し支日及のがた払にび翌銀金期
つ第嘗行額と

十三 初期利子

$$\text{額面金額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

年平 日額平利てを毎
一成 本面成子、支年
月十 銀金二をそ払六月
二十五 行額十支の期
十年 行額十支の期
四年 百四払日とし、
一日 円年う。
まで に十
に十
つ二
き月
百二
円十
日

十八 十十
七八六五
募 払 元 償 償
集 場 利 還 還
期 所 金 金 期
間 支 額 限

後 第
の 二
利 期
子 以

額面金額 $\times \frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}$

年平 日額平利てを毎
一成 本面成子、支年
月十 銀金二をそ払六月
二十五 行額十支の期
十年 行額十支の期
四年 百四払日とし、
一日 円年う。
まで に十
に十
つ二
き月
百二
円十
日

額面金額 $\times \frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}$

十四

十八 十十
七八六五

利 期
子 以

十九

払込期日

平成十五年一月三十日